


【請 願 用】

平成 23 年 8 月 29 日

軽油引取税の課税免税措置などの恒久化を求める請願書

紹介議員 串 田 雅 樹 

請願者代表

住 所 上川郡清水町南2条1丁目8番地

清水町農民連盟

氏 名 執行委員長 桜井 崇 裕

 全清水町  
農民連盟

清水町議会

議 長 加 来 良 明 様

## 【請願の理由】

農業など各産業分野の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）が、平成24年3月末に期限切れを迎え廃止される予定である。

経営規模が大きい北海道の農業は、トラクター等の大型農業機械を使用し、燃料として免税軽油を使っている。また、漁業の船舶や鉄道輸送などあらゆる産業分野で活用され、基幹産業の育成や地域経済の活性化に貢献してきた。

平成21年度において道内で活用された免税軽油の量は42万7千Kℓにのぼり、免税額にして137億円に達し、このうち農業分野の使用量は17万3千Kℓ、免税額で56億円、船舶関係では7万1千Kℓ、免税額23億円、鉄（軌）道関係8万2千Kℓ、免税額は26億円などとなっている。

他方、農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置の恒久化も求められている。農林漁業用A重油は、農業用ハウスの暖房や船舶などの燃料に幅広く使用され、本道の基幹産業である農林水産業の振興に大きく貢献している。

燃油価格が高止まり状態の中で、免税軽油制度や農林漁業用A重油に対する特例措置が廃止されると、農林水産業など幅広い分野で大きな経済的打撃を受けることになる。

このため、軽油引取税の課税免除措置及び農林漁業用A重油に対する特例措置の恒久化などについて下記事項を請願する。

## 記

1. 軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）を恒久化すること。
2. 農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置を恒久化すること。
3. 地球温暖化対策税については、農業者の負担が増えることのないよう万全の措置を講ずること。  
とくに、燃油への課税は、油種に関わらず負担増を回避すること。

以 上